

いわて文化芸術活動支援事業 【Q&A】

Q 1 本事業の助成を受けられる文化芸術団体とはどのような団体ですか。

A 1 助成対象者については、以下の要件をすべて満たす文化芸術団体又は福祉団体（障がい者芸術活動支援事業に限る。）になります。

- ・岩手県内に住所または活動の本拠を有すること。
- ・一定の規約を有し、かつ、代表者が明らかであること。
- ・会計処理が明確であること。
- ・一定の活動実績があり、または事業を完遂できる見込みが確実であること。
- ・実施主体が地方公共団体等又は株式会社等の営利法人でないこと。

なお、事業ごとに助成対象者に条件がある場合があります。各事業の詳細を確認のうえ申請を行ってください。

Q 2 助成対象事業はどのようなものですか。

A 2 申請者自らが企画・実施する事業に対し助成します。対象事業は次のとおりです。

内容によっては、対象外となる事業もありますので、詳しくは、募集要項を確認するか、事務局にお問い合わせください。

- ・ 文化活動成果発表事業
- ・ 文化活動研修事業
- ・ 参加する文化活動推進事業（市町村参画）
- ・ 文化団体結成促進事業
- ・ 若手芸術家・民俗芸能後継者等育成事業
- ・ 障がい者芸術活動支援事業

Q 3 対象となる経費はどのようなものですか。

A 3 対象となる経費（助成対象経費）は、助成対象事業経費の総額から、収入（本助成金及び自己資金を除く。）を控除した額です。

助成対象経費 = 助成対象事業経費 — 収入(当該助成金及び自己資金以外のもの)

- ・ 助成対象事業経費の詳細は募集要項に定めていますので、ご確認ください。
- ・ 収入とは、当該事業の実施に伴う入場料、参加料、市町村補助金・助成金、民間助成金、その他の収入（協賛金、広告料、寄付金など）が該当します。

なお、以下の事業経費については助成対象外です。

内 容
団体が存続する限り恒常的に必要とする費用（スタッフの人件費、団体事務所の家賃・光熱水費、事務機器、電話代、ホームページ作成運用費等）
賞金、賞品、記念品、土産代、花束代、写真・DVD等各個人への支給品
交際費、パーティー経費
食糧費（茶菓、弁当、ケータリング、レセプションパーティー等飲食代などの経費）
航空・列車運賃の特別料金（ファーストクラス・ビジネスクラス・グリーン料金等）
修繕費・備品購入費
領収書のない経費
事業内容に対し、社会通念上著しく高額な経費
事業対象期間以外に執行した経費
その他事業に直接必要のないと思われる経費

Q 4 申請を行うと必ず助成を受けられますか。

A 4 本事業の採択に当たっては、申請書等に基づき要件等への適否を審査しますので、申請内容によっては、不採択となる場合もあります。

なお、予算の範囲内で採択することとなりますので、申請状況によって不採択となる場合もあります。

また、助成対象外経費等を理由として、申請額を減額した形で交付決定をする場合もあります。その他、1団体あたりの採択件数は、1事業としますので御留意ください。

Q 5 助成額はどのようにして算定されますか。

A 5 助成額は、事業実施計画書（実施内訳書）と収支予算書（収支決算書）をもとに算定された助成対象経費に、助成率2/3を乗じて算出します。

助成額※ = 助成対象経費 × 助成率 2/3 (上限額 150 万円) ※1万円未満切り捨て

助成対象外経費等を理由として、申請額を減額した形で交付決定をする場合もあります。

助成額は助成金交付内定通知書に記載した金額を超えることはありません。

助成金交付決定額が申請額と大幅に異なったために、事業実施に重大な支障をきたすといったことのないよう、不明な点が生じた場合は計画段階で事務局に御相談ください。

Q 6 市町村民ホール等の施設利用料の減免を受けた場合であっても、申請できますか。

A 6 可能です。

ただし、国や市町村等が助成する他の制度と重複する経費を計上することはできません。よって、対象となる経費（助成対象経費）は、対象事業に要する経費の総額から、施設利用料を控除した額になります。

Q 7 お笑い、漫画、落語、講談は対象になりますか。

A 7 下表に掲げる分野及び種別の文化芸術団体が助成対象となります。よって、お笑い、漫画、落語、講談の分野・種別の団体は現段階では対象になりません。

分 野	種 別
美 術	日本画、洋画、版画、彫刻、工芸、書、写真、デザイン等
音 楽	邦楽・洋楽に係る歌唱又は演奏等
演 劇	
文 芸	小説、戯曲、詩、短歌、俳句、川柳、評論、児童文学、随筆
舞 踊	邦舞、洋舞
映 像	
文 化 財	民俗芸能、古文書、伝統技術等
郷 土 研 究	郷土史、民俗、伝説、動植物等の研究
伝 統 芸 術	能楽、茶道、華道等
民謡・民舞	

Q 8 途中で事業を中止した場合であっても、それまでの準備等に要した費用に対して助成を受けられますか。

A 8 中止の理由により対応が異なります。

緊急事態宣言等、行政の判断によるイベント開催の自粛要請や会場の休館等の影響を受け、事業の中止を余儀なくされた場合は、助成対象として取り扱うものとします。ただし、主催者都合による中止の場合は、助成の対象となりません。

Q9 「文化団体結成促進事業」において、結果的に団体結成まで至らなかった場合でも、それまでに要した経費について助成金を請求できますか。

A9 助成対象となる文化芸術団体については、要件の一つとして「一定の活動実績があり、または事業を完遂できる見込みが確実であること」と定められています。

事業実施期間が4月1日から2月28日までですので、期間内に事業を完了することができなかった場合、助成金交付内定は取り消され、助成金を受け取ることはできなくなります。

Q10 申請時に入場料を徴収する計画で助成を受けたのち、コロナ等の影響により無観客とせざるを得ず入場料を徴収することが出来なくなった場合、事業が赤字とならないような申請の方法はありますか。

A10 助成額は申請時に提出していただく事業計画書及び収支計画書に基づき算出され、いかなる場合であっても助成金交付内定通知書に記載された金額を超えることはありません。

したがって、収支計画書の作成にあたっては、収入額と支出額とを慎重に精査してください。

Q11 入場料や参加費を徴収する事業の場合、それを証明する書類を申請時に提出する必要はありますか。

A11 入場料収入や参加費（以下「入場料収入等」という。）を徴収する場合、申請時に提出していただく「収支計画書」に、その計画額及び積算内訳を記載していただきます。

なお、これらを証明する書類は現実的に徴収不可能であるため、入場料収入等に関する証明書類の提出は求めています。

Q12 市民劇において、出演いただく団体に対しての出演料のような謝金については助成対象経費となりますか。

A12 「参加する文化活動推進事業（市町村参画）」に該当する場合、出演に対する謝金は助成対象経費としています。

なお、「参加する文化活動推進事業（市町村参画）」は、次の要件をすべて満たす事業となります。

- ・ 当該地域に存在する様々な資源や民話、民俗芸能等を活かした文化活動、音楽・演劇等文化活動を通じて特色ある地域づくりを標ぼうする活動であること。
- ・ 年齢、性別、職業を問わず地域社会を基盤として行われるものであること。
- ・ 市町村が参画し、または助成しているものであること。
- ・ 参加者が20名以上であること。

【参考】《事業例》

- ・ 地域に伝わる民話を題材として市民の手づくりによる市民劇場の開催
- ・ 地場の石材を活用し彫刻の町づくりを標ぼうする彫刻シンポジウムの開催

Q13 市町村が主催ではなく共催の場合は、助成を受けられますか。また、市町村が事務局となっている団体についても助成を受けられますか。

A13 原則として、市町村等の地方公共団体が実施主体の場合は助成を受けられませんが、「参加する文化活動推進事業（市町村参画）」に該当するものについては助成を受けることができます。

Q14 一定数のプロがいて、完全なアマチュア団体ではない場合は、助成対象となりますか。

A14 「文化活動成果発表事業」については、アマチュアの文化芸術団体が実施する文化活動成果発表のための展示会、演奏会等で、岩手県内にて開催されるものが助成対象となります。

事業計画書及び収支計画書に基づき、一部プロが参画する場合であっても、全体としてアマチュア活動と認められれば助成対象になります。

Q15 「文化活動研修事業」について、毎月継続的に行うオンライン形式の研修会や年度を跨ぐものについては助成対象となりますか。

A15 同一年度内に同一の趣旨で継続的に行う複数の研修については、個別に企画提案するのではなく、それらの計画を取りまとめ、一つの事業（年間計画）として申請することで助成対象となり、オンライン（リモート）配信機器リース料等も助成対象となります。

一方で、事業実施期間は4月1日から2月28日までですので、年度を跨いだ場合は助成対象外となります。

Q16 寄付金の取扱いについて、事業の申請において控除の対象となる寄付金の単位は申請事業単位ですか。それとも申請団体単位ですか。

A16 寄付金等の単位は申請事業単位となります。